

（おねがい）
上高地の利用の適正化について

平成19年 2月21日
上高地自動車利用適正化連絡協議会

北アルプスの玄関口、上高地の環境保全・適正利用の推進につきましては、平素より格別のご理解とご協力を賜り誠にありがとうございます。
上高地では昭和50年から実施しているマイカー規制に加え、平成16年より貸切観光バス等についても交通規制を実施しているところです。平成19年につきましても、引き続き、下記のとおり実施させていただくことになりました。
趣旨をご理解いただき、一層のご理解とご協力のほどよろしくお願い申し上げます。

記

1. **マイカー規制について**
平成19年4月下旬～平成19年11月中旬（これまでどおり利用シーズン通年）
2. **路線バス（道路運送法第4条に基づく一般乗合旅客自動車運送事業の許可を受けたバス）を除くバス（貸切観光バス・マイクロバス）の規制について**

（1）背景（必要性）

- ・近年、上高地駐車場に入りきれない貸切観光バス等が交通渋滞を形成し、利用集中日には渋滞の列が大正池を越え、駐車場待ちが3時間を超えるバスも出ていました。
→計画的で快適な利用が明らかに損なわれていました。
- 計画的・快適に上高地の自然・文化とふれあっていただくため、平成16年から利用集中日における貸切観光バス等の交通規制を実施しました。

（2）効果（メリット）

- ・平成18年は、より効果的な規制とするため、夏から秋にかけての週末など、特に激しい利用集中が予想される日（32日）を選んで実施しました。
- ・平成18年の規制日においては貸切観光バス等による交通渋滞の発生はありませんでした。
- 規制日は計画的で快適な利用が実現し、ゆとりを持って「上高地」とふれあっていただくことができ、訪れた方々から高い評価をいただきました。
- これにより、比較的混雑の少ない平日への利用分散が期待されます。

（3）平成19年の規制日

裏面（平成19（2007）年 路線バス以外のバス規制日）に示す日（計32日間）

	裏面（平成19（2007）年 路線バス以外のバス規制日）に示す日	左記以外の利用シーズン
通行できる車両	路線バス（シャトルバス） タクシー	バス（路線・貸切観光・マイクロ） タクシー

（4）路線バス（シャトルバス）への乗り換え場所

長野県側 松本市安曇沢渡

岐阜県側 高山市奥飛騨温泉郷平湯

（シャトルバス予約のお問い合わせ・お申し込み：上高地シャトルバスセンター

TEL 0263-26-3030 <http://shuttle.alpico.jp/>）

連絡先：上高地自動車利用適正化連絡協議会事務局
環境省長野自然環境事務所（担当：松本自然環境事務所）
（所長：櫻井洋一 担当：高橋博幸、仁田晃司）
TEL：0263-94-2024 FAX：0263-94-2651